

議案第11号

木津川市文化財保護条例の一部改正について

木津川市文化財保護条例（平成19年木津川市条例第100号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき、国や府による指定等文化財や市指定文化財以外で市内に存するもののうち、登録基準に該当するものを市登録文化財として登録台帳に登載し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができるよう、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市文化財保護条例の一部を改正する条例（案）

木津川市文化財保護条例（平成19年木津川市条例第100号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市指定文化財の所有者等は、修理のために当該市指定文化財の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。<u>ただし、次条第1項の規定による補助金の交付又は第13条第3項若しくは同条第4項の規定による勧告を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(指定外文化財の登録)</u></p> <p>第20条 <u>教育委員会は、市の区域内に存する文化財で法、府条例又はこの条例の規定に基づき指定された文化財以外のもので、別に定める登録基準に該当するものを台帳に登録し、その保</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市指定文化財の所有者等は、修理のために当該市指定文化財の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p>

存及び活用のために必要な措置を講
じることができる。

2 前項の規定による登録並びに登録
された文化財の保存及び活用に必要な
事項は、第6条から第19条までの
規定を準用する。

第21条・第22条 (略)

第20条・第21条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第11号 木津川市文化財保護条例の一部改正について	
担当課	文化財保護課 文化財保護係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>登録文化財制度は、令和3年の文化財保護法改正によって、地方公共団体による制度として創設されました。市内には、文化財保護法、京都府文化財保護条例及び現行市条例による指定等の文化財以外にも重要な文化財が多数存在しており、それらに対する保護措置も必要です。</p> <p>そこで、別に定める登録基準に該当する文化財を、登録台帳に登載し、その保存及び活用のために必要な措置を講じることができるよう規定し、将来への継承を図るため、木津川市文化財保護条例の一部を改正するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・市文化財保護審議会提案・了承（令和7年2月14日） ・市文化財保護審議会登録基準提案・了承（令和7年8月20日） ・政策会議（令和7年11月17日） ・教育委員会（令和8年1月26日） 	
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>・市文化財保護審議員として、市内文化財愛護団体からの選出された市民と、公募により選ばれた市民を委嘱</p>	
市総合計画の位置付け	基本方針	4 人・資源・立地を活かし、未来を拓く産業のまちづくり
	政策分野	8 観光交流
	施策	② 文化財の保全・活用 I. 歴史的・文化的遺産の保全と活用
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（ 年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>登録制度を指定制度と並行して運用することで、文化財の幅広い啓発・顕彰に努め、将来への継承を図ります。</p> <p>登録文化財に対しても、指定文化財に準じ、市文化財補助金の交付対象とし、修理等にかかる所有者負担の軽減を図ります。</p>	